



社労連第535号
平成24年11月20日

厚生労働大臣

三井 辨雄 殿

全国社会保険労務士会連合会

会長 金田



建設労働者確保育成助成金に関する要望について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においては、他産業と比較して若年労働者の入職の減少と高齢化が急速に進展しており、このままでは熟練技能の維持・継承が途絶え、近い将来において技能労働者不足による建設業の衰退が懸念されているところです。この課題に対応するため、貴省におかれましては労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会建設労働専門委員会において、現行の「建設雇用改善助成金」を廃止し、将来に向けて「若年労働者の確保・育成」と「技能継承」につながる取組に対する助成に重点を置いた「建設労働者確保育成助成金」の創設を検討されていると承っております。

また一方で、国土交通省においても、建設業における社会保険（年金、医療、雇用保険）への未加入企業の存在が若年入職者減少の一因と捉え、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入企業をなくすための取組を強力に進めています。

連合会においては、この事業に関して、国土交通省からの要請（別添資料1）を受け、一般財団法人建設業振興基金と連携して、平成24年7月より建設企業からの社会保険加入に関する相談対応や、社会保険加入手続業務を受託する社会保険労務士（以下、「社労士」という。）のリスト提供等を行っているところです。

また、国土交通省委託事業「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」における「社会保険等の加入促進方策検討委員会（座長：佐藤博樹 東京大学大学院教授）」において、国土交通省より、建設業における雇用形態は複雑であり、また、社会保険に関する事務手続も煩雑であることが企業の社会保険加入を阻害する要因の一つとなっていることから、この分野の専門家である社労士の活用は有効であり、企業が適切な社会保険事務手続を行うために社労士に相談指導及び事務手続を業務委託する際の費用負担をどうするかが課題である旨の考えが示されています。

つきましては、以上のような事情をご賢察のうえ、今後、建設業の社会保険未加入問題の対策を推進し、若年労働者の確保・育成及び定着を図るため、団体及び企業が社労士に相談指導及び事務手続の業務委託を求めた際に生じる費用について、今後新たに創設される「建設労働者確保育成助成金」の助成対象に含めていただきますようお願い申し上げます。

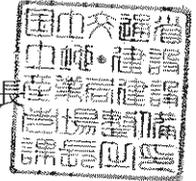
謹 白

国土建整第26号
平成24年5月11日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課長



「建設産業における社会保険加入の徹底」に向けた相談業務への協力依頼

建設産業においては、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、平成24年2月23日の「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」における取りまとめを踏まえ、国土交通省では、関係する様々な主体と連携しながら、検討会で取りまとめられた別添1を骨子とする総合的対策の実施に取り組んでいるところです（別添2参照）。 当該資料は省略

国土交通省では、様々な関係者と一体で、社会保険加入の徹底に向けた周知・啓発を進めてまいりますが、その際、社会保険に関する相談窓口として、建設業振興基金に設置されている「経営戦略相談窓口」を活用する予定としております。

しかし、「経営戦略相談窓口」は、社会保険未加入問題への対応を含む建設企業の経営相談全般の窓口となっているものの、実際の社会保険加入手続き等に関する専門的な相談があった場合には、十分対応することができない場合も想定されることから、そのような場合には、「経営戦略相談窓口」より相談者の所在する都道府県社会保険労務士会にご対応を依頼させていただきたいと考えております。

つきましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を是非御理解いただき、必要な対策の構築と適切な取組の実施に向け、ご協力賜りますようお願いいたします。

「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子

平成24年2月23日
社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

I. 課題

下請企業を中心に、特に雇用、医療、年金保険に未加入の企業が存在しており、技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因となっている。また、適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

II. 総合的対策の推進

行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワーク（連携体制）を構築して保険加入を推進・支援していく。

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

(1) 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。

(2) 各建設業団体による保険加入計画の策定・推進

保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

(3) 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

2. 行政による制度的チェック・指導

(1) 建設業許可・更新時の加入状況確認

建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求め、建設業担当部局において保険加入状況を確認する。保険未加入企業に対して、加入を指導する。

(2) 建設業担当部局による監督

建設業担当部局において、事業所及び工事現場への立入検査等を行い、保険加入状況を調査するとともに、保険未加入企業に対して、加入を指導する。指導してもなお加入が見込まれない企業に対して、保険関係法令違反に該当する事実が認められるときは、建設業法に基づく監督処分を行う。

(3) 経営事項審査の厳格化

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大する。

(4) 保険担当部局（厚生労働省）との連携

(1) 及び(2)により指導してもなお保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨を行い、最終的には強制加入手続を実施する。

3. 建設企業の取組

(1) 元請企業による下請指導

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行う。

(2) 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

元請企業、下請企業（特に1次下請企業）において、重層下請の抑制に向けた啓発・指導を行うとともに、下請企業において、適正な受注先企業の選定等の取組を実施する。

(3) 建設企業（特に下請企業）における取組

建設企業において、就労者の雇用関係を明確にした上で、雇用関係にある社員の保険加入の徹底、再下請負通知書を活用した再下請負企業の保険加入状況の確認を実施するとともに、元請企業の指導への協力を行う。

4. 法定福利費の確保

(1) 発注者への要請・周知、元請企業への要請

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた取組を推進する。

(2) 業界における見積時の法定福利費の明示

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

(3) ダンピング対策

国において対策を進めるとともに、地方公共団体における対策を要請する。

(4) 重層下請構造の是正

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的取組を実施する。行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

5. その他

(1) 就労履歴管理システムの普及・活用

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を実施する。

Ⅲ. 対策の進め方と目指す姿

1. 対策の進め方

(1) 平成24年度以降、順次、周知・啓発、加入指導、保険加入者（企業・労働者）の優先活用に重点的に取り組み、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

(2) 平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

2. 目指す姿

技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する。